

## 東日本大震災を受けた文化庁等の主な対応について

平成23年6月14日  
文化庁

### 1. 文化庁長官メッセージの発出

東日本大震災の発生後、これまでに以下2本の文化庁長官メッセージを発出するとともに、文化庁HP等に掲載した。

- ①東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を【別添1】
- ②当面の文化芸術活動について【別添2】

### 2. 文化財調査官の派遣

各教育委員会から要請があった場合に、順次、文化庁の職員を派遣し、被害のあった文化財建造物の応急措置などの対応をしているところである。

調査件数：199件（9県）（6月14日現在）

【内訳】

国宝	重要文化財	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物群保存地区	重要有形民俗文化財	その他（登録文庫等）	小計
3	46	2	31	1	6	4	5	1	104	203

※重複指定があるため、合計は一致しない。

### 3. 重要文化財等の滅失、毀損の場合の届出義務等の期間延長について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令19号）により、履行期限のある義務について、東日本大震災により本来の履行期限までに履行されなかった場合においても、平成23年6月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされた。これを踏まえ、その対象となる文化財保護法上の義務（重要文化財等の滅失・毀損等に係る届出義務など）等について、各都道府県教育委員会に通知した。（4月8日付け文化財部長通知）

### 4. 埋蔵文化財調査の弾力的な運用等について

東日本大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の関係規定（届出及び通知）の取扱いに関し、その弾力的な運用及び対象となる復旧工事の範囲（仮設住宅の建設等）について、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。

（3月25日付け文化庁次長通知）

また、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。

（4月28日付け文化庁次長通知）

東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。（3月25日付け文化庁次長通知）

### 5. 文化財レスキュー事業について【別添3】

東日本大震災によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するため、独立行政法人国立文化財機構

東京文化財研究所を事務局とし「被災文化財等救援委員会」を組織し、国立文化財機構、文化財・美術関係団体及び各県教育委員会が協力し、緊急に保全措置を必要とする文化財等の救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」を開始した。石巻文化センター内の文化財の搬出・応急措置（4月28日～）、岩手県立博物館への資材供給（5月19日～）等を実施中。

## 6. 文化財ドクター派遣事業（建造物等の不動産を対象）【別添4】

東日本大震災によって被災した文化財である建造物を保護するため、文化庁と社団法人日本建築学会が連携協力し、現地に調査員（文化財ドクター）を派遣し、建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を開始した。5月10日の栃木県栃木市を第1号に、現在関東・東北各県に調査員を派遣中。

## 7. 文化施設の復旧について

各都道府県・教育委員会を通じて被害状況を確認するとともに、第一次補正予算で措置された公立社会教育施設災害復旧費補助金（予算額：87億円の内数）により、東日本大震災によって被災した公立文化施設の復旧を行うこととしている。

## 8. 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（派遣事業）【東日本大震災支援対応】【別添5】

子どもたちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資するため、被災地の学校、避難所の子どもたちに文化芸術活動を提供する事業を実施する。被災地域の自治体、NPO法人、文化財団、文化芸術団体等で組織する実行委員会に委託して行うこととし、6月7日より公募を開始した。

募集期間 6月7日～6月30日  
事業開始 8月1日～（予定）

## 9. 国立文化施設の対応について

各施設における公演・展覧会について以下のとおり対応したほか、帰宅困難者の受け入れ、支援物資の提供、義援金箱の設置等の措置を講じている。【別添6】

### 【(独)日本芸術文化振興会】

- 国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、新国立劇場、国立文楽劇場、国立劇場おきなわにおいては、3月11日（金）～3月31日（木）の間、主催公演14本49公演を中止した。（4月1日（金）以降はほぼ通常どおり実施している。）

### 【(独)国立文化財機構】

東京国立博物館において、開館時間を短縮するとともに、以下のとおり開催期間等を変更した。

- 「博物館でお花見を」の開催期間  
3月23日（水）～4月17日（日）→3月29日（火）～4月17日（日）  
※予定していたイベントの一部を中止した。
- 4月2日（土）から開催予定であった「高円宮コレクション室」開室等を当分の間延期した。
- 特別展「写楽」の開催期間  
4月5日（火）～5月15日（日）→5月1日（日）～6月12日（日）

### 【(独)国立美術館】

- 東京国立近代美術館、国立西洋美術館、国立新美術館では、開館時間を短縮するとともに、一定期間常設展を中止した。
- 国立新美術館において、「アーティスト・ファイル2011」の開催期間  
3月16日（水）～6月6日（月）→3月19日（土）～6月6日（月）  
※予定していたイベントの一部を中止した。

東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に御協力を  
(文化庁長官メッセージ)

未曾有の規模の地震となった東北地方太平洋沖地震によって、多くの尊い人命と財産が失われました。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

今回の地震及び津波により、国が指定等した文化財だけでも 400 件以上の甚大な被害がありました。その範囲は極めて広く、まさに文化財保護法制定以来最大の試練と言っているかもしれません。国宝、重要文化財、特別史跡や特別名勝に指定されている文化財も数多く被災し、損傷、倒壊した文化財の中には復旧に長い時間を必要とするものもあり、中には滅失したものすらあります。

指定・未指定を問わず文化財は、我が国はもとより人類が未来にわたって共有すべき貴重な財産であり、これらを後世に伝えていくことが、現代に生きる私たちの責務です。そのためにまずやらなければならないことは、今回の地震や津波によって被災した文化財や美術品等を緊急に保全し、今後予想される損壊建物の撤去等に伴う廃棄・散逸あるいは盗難等の被害から防ぐことです。

このため、文化庁では、被災された地域の教育委員会や関係団体・学協会等と連携し、美術工芸品等の動産文化財を中心に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を行うことといたしました。まずはこの事業を通じて、被災した文化財を緊急避難させることに尽力したいと考えています。

その後、関係者の叡智を結集して、救援した文化財や被災した建造物等の不動産文化財等の修理・保存を行ってまいります。文化財は、地域の人々の心の支えと連帯の象徴となっているものもあり、これらの復旧が早期に行われることによって、被災地に明るい笑顔を取り戻す一助となればと考えています。

文化庁としても、これらの事業を進めていくため、既定予算の活用、補正予算での計上等の取組を進めてまいりたいと考えております。しかし、専門家の派遣、必要な資材の供給、被災文化財の保管場所の確保等、文化財レスキュー事業を迅速に進めていくためには、また、被災文化財の修理・保存を幅広く行うためには、多くの方々や関係機関の御協力など国を挙げての取組が必要不可欠です。これらの事業を実施するための寄附金・義援金の窓口として、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団に下記の口座を設けていただきました。ぜひとも被災文化財の救援と修理・保存に向けて、多くの方々の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

平成二十三年四月

文化庁長官

辻井誠一

<被災文化財の救援、修復・保存に関する寄附金・義援金の受付窓口>

1 銀行振込の場合

銀行口座 三井住友銀行 上野支店 普通 6615496

口座名義 (公財) 文化財保護・芸術研究助成財団

(※ 銀行振込の場合、振込者の確認が難しいため、領収書、お礼状の発行等の必要上、同財団事務局に事前に連絡をいただけると幸いです。)

2 郵便振替の場合

振替番号 00160-5-12319

加入者名 (公財) 文化財保護・芸術研究助成財団

(※ 通信欄に「地震」とお書きください。)

募金についてのお問い合わせ

公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団

〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-50

電話：03-5685-2311

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業) についてのお問い合わせ

文化庁文化財部美術学芸課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111 (代表)

課長 栗原祐司 (内線2884)

課長補佐 山口 顕 (内線2933)

文化財管理指導官 朝賀 浩 (内線2890)



## 当面の文化芸術活動について

このたびの東日本大震災によって亡くなられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますと共に、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。被災地においては、今なお行方不明の方々の捜索が続き、不安かつご不自由な生活を余儀なくされている方々が多数いらっしゃることは胸が痛むばかりです。

こうした中で、余震の恐れや計画停電、事業の自粛などにより、被災地以外の地域においても伝統的な行事や文化芸術活動が縮小されるなどの動きがあると承知しております。文化芸術は本来、私たちの心に安らぎと力を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えてくれるものであり、その縮小は経済社会全体の活力にとって好ましいものではありません。全国各地の活発な文化芸術活動によって国民ひとりひとりが活力を取り戻すことが、日本全体の元気を復活させるために必要なことであり、被災された方々に対する一層の支援につながるものと考えます。こうした動きはまた、復興に向けた力強い日本の姿を国際的に印象づけることにもなりましょう。

被災地では様々な生活支援事業に加え、既に各地で文化芸術を通して被災された方々を慰め、勇気づける自主的な取組みが見られることに意を強くしています。文化芸術は、復興への歩みを進める方々の心の滋養になることを過去の経験が物語っているからです。また大震災直後から国の内外で文化芸術分野におけるチャリティの催しが数多く行われ、それらを通じて皆様が心を一つにして支援の動きを強めておられるのを目の当たりにしております。海外のアーティストによる支援活動も広がっており、芸術家の国境を越えた連帯と、文化芸術のもつ力を再認識しました。

文化庁は、従来の文化芸術振興策を積極的に推進すると共に、被災地の復興と歩調を合わせながら、現地での文化芸術活動への支援など、被災された方々を勇気づける取組みにも意を用いて参ります。

今後、被災された方々に心を寄せつつ、電力事情、安全性等を十分踏まえながら、それぞれのお立場で、文化を創造しあるいは親しむ活動を積極的に行うことにより、日本の力強い復興を支えてくださいますようお願い申し上げます。

平成23年4月12日

文化庁長官 近藤誠一





平成23年3月30日  
文化庁次長決定

## 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項

### 1 事業の目的

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「救援事業」という。）は、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

### 2 事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

### 3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

### 4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、救援事業の実施に当たって、被災地各県と基本方針を協議する。
- 2) 救援事業は、独立行政法人国立文化財機構（以下「国立文化財機構」という。）及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）の連携協力により行うこととする。そのための組織として、文化庁は、国立文化財機構及び関係団体に対し、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下「救援委員会」という。）の設置等を要請する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、当該県内等の博物館等保存機能のある施設に対し、被災文化財等の一時保管について協力を要請する。
- 5) 文化庁は、所有者又は救援委員会の要請に応じて、救援委員会と協力して、文化庁職員を派遣し、被災した文化財等に関し被災状況の調査、応急処置、一時保管等の活動に当たらせる。

### 5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

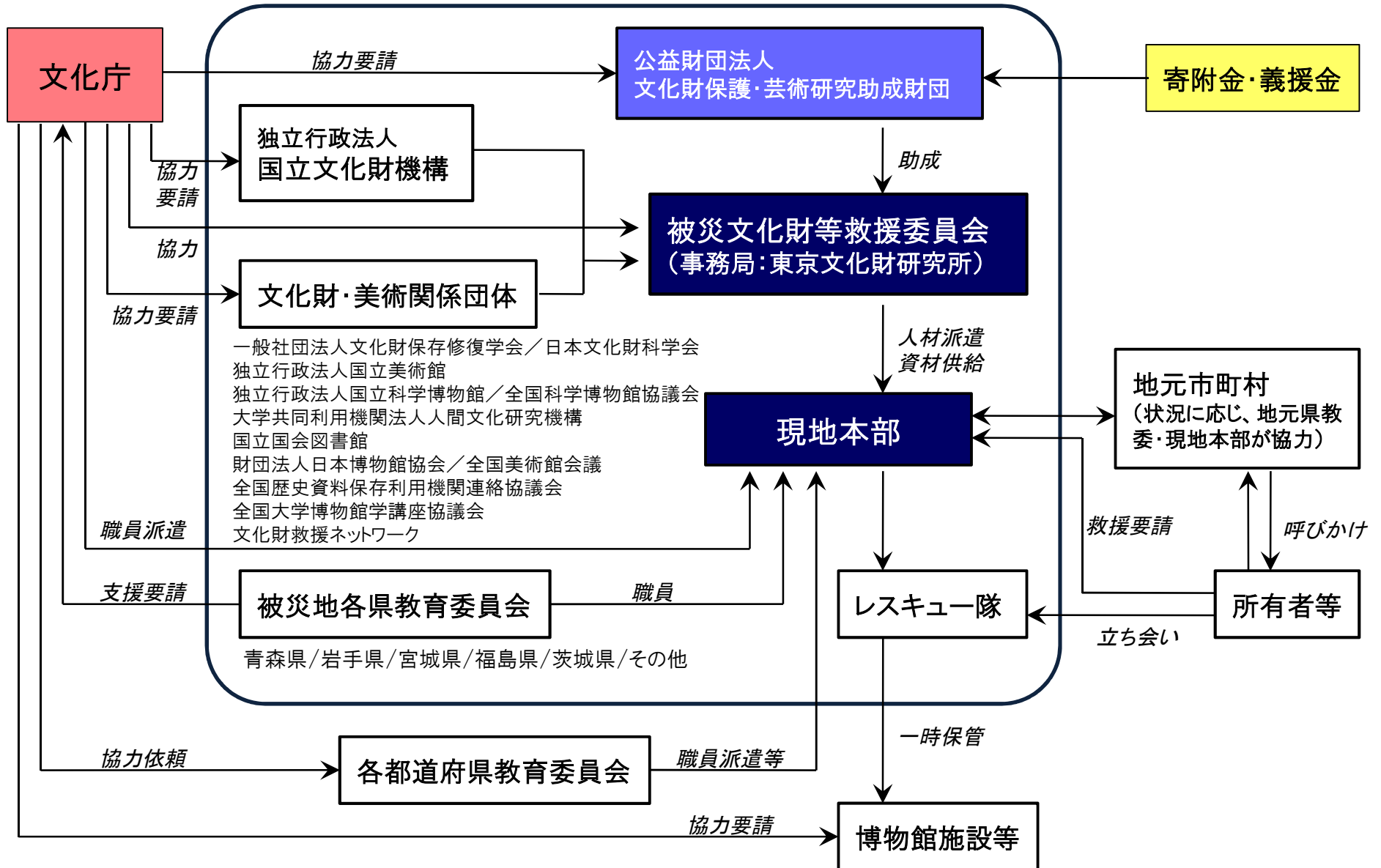
### 6 その他

文化庁における救援事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部美術学芸課が行う。

# 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）



## 実施主体



平成23年4月27日  
文化庁次長決定

## 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

### 1 事業の目的

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

### 2 事業の内容

東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

### 4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災地各都県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、社団法人日本建築学会が、文化庁と連絡調整のうえ、関係機関の連携協力を得て行うこととする。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を派遣し、社団法人日本建築学会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

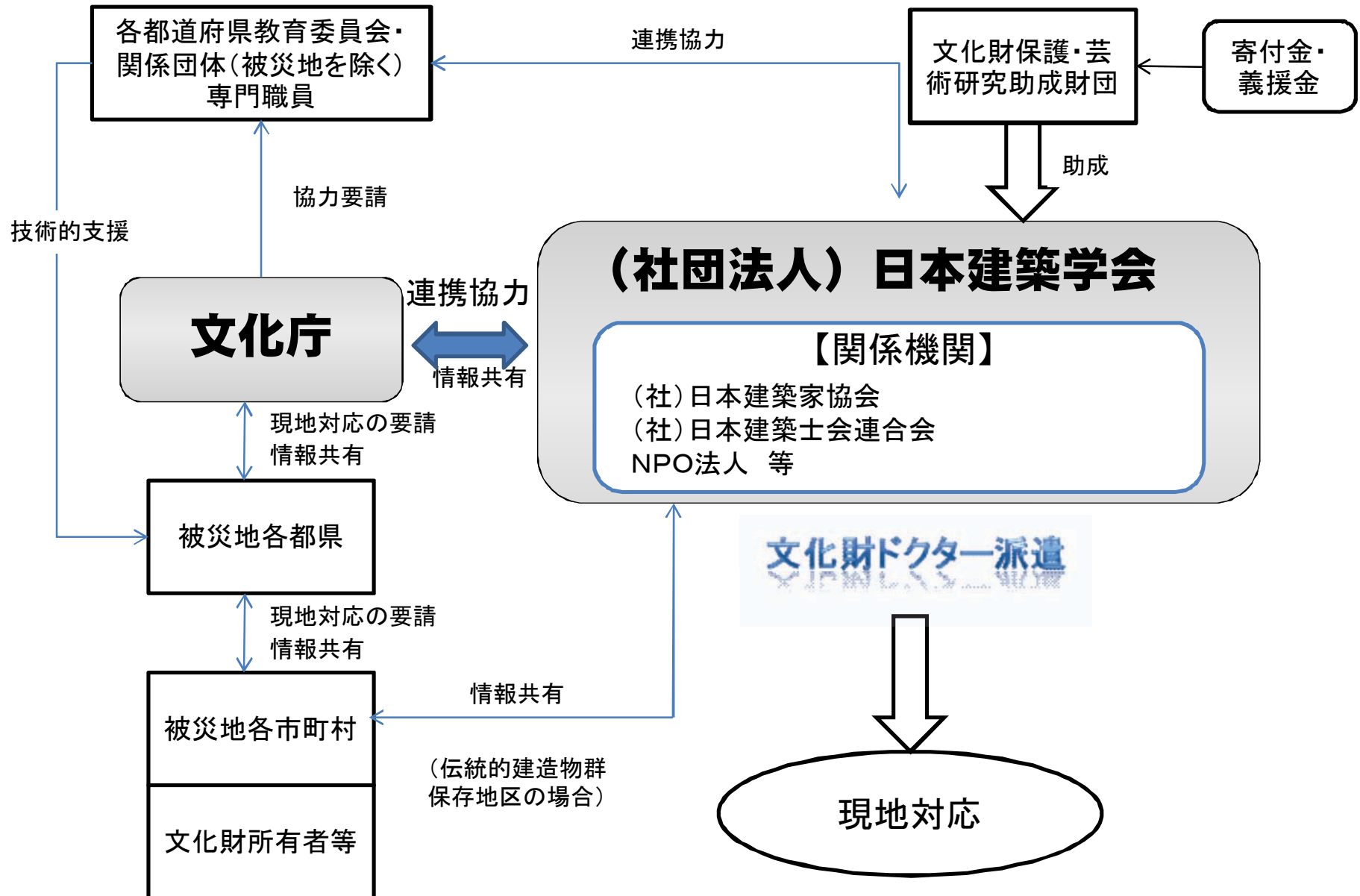
### 5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

### 6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

# 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)



**「平成23年度 次代を担う子どもの文化芸術体験事業－派遣事業－」**  
**【東日本大震災復興支援対応】**

## 1 目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地において、子どもたちを中心に文化芸術活動を提供する事業を実施することによって、子どもたちが健やかで安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資する。

## 2 事業実施対象地域

岩手県、宮城県、福島県を中心とした被災地域

## 3 事業内容

国から委託を受けた実行委員会（被災地域の自治体、NPO法人、文化財団、文化芸術団体等で組織）が、被災地域等における文化芸術活動へのニーズを把握し、状況や内容に応じた芸術家等を被災地、被災者の避難所等に派遣して文化芸術活動を実施する。

また、国は事業の実施に当たって関係文化芸術団体へ協力要請を行う。

### (1) 文化芸術活動の例

音楽、演劇、朗読、落語、伝統芸能、美術など、被災地で実施が可能なもの。

### (2) 実施回数

同一講師による一箇所の実施回数は原則として1回とします。

### (3) 講師

芸術家、小グループの団体（主指導者は原則1名、補助者5名まで。）

### (4) 参加者

開催地の幼児・児童・生徒（教職員、保護者等も可能）

### (5) 開催会場

学校等の施設（教室・体育館等）。また、状況に応じて適切に開催が可能な施設や場所。ただし、所在市町村及び市町村教育委員会と連携協力すること。

### (6) 実施期間

平成23年8月1日（予定）から平成24年2月29日まで

## 4 支援対象経費

### (1) 派遣事業実施にかかる事業費

①講師等謝金、②派遣旅費、③講演等諸雑費（楽器運搬費等）

### (2) 実行委員会の事務局経費の一部

①本事業実施のために必要となる人件費、連絡調整に要する旅費

②その他連絡通信費など必要経費（ただし、事業費、人件費、旅費の合計額の10%以内）

## 5 予算額

総額8,000万円程度（応募状況により配分）

## ※スケジュール（予定）

6月 7日	実行委員会の募集開始
6月30日	締切り
7月15日	実行委員会の決定
8月1日～	事業開始



## 国立文化施設において講じた措置

### 【(独)日本芸術文化振興会】

- 国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館では、地震の発生により帰宅困難となった観客約170名を公共交通機関の回復時まで大劇場ロビーで受入れ。  
新国立劇場では、地震の発生により帰宅困難となった観客及び一般の帰宅困難者約200名を公共交通機関の回復時までロビーで受入れ。
- 国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館、国立能楽堂、新国立劇場、国立文楽劇場、国立劇場おきなわの各施設で災害義援金箱を設置（3月13日～）。3月末時点で1,317千円の募金が寄せられ、4月5日に日本赤十字社へ寄附。

### 【(独)国立文化財機構】

- 地震の発生により帰宅困難となった来館者等約60名を、東京国立博物館と東京文化財研究所で受入れ。
- 国からの要請を受け、東京国立博物館が保管するマスク（約28,000枚）を被災地へ提供。奈良国立博物館が保有するマスク（1,000枚）を奈良県を通して被災地へ提供。（3月15日）
- 各施設で義援金箱を設置し、4月15日までに各施設の義援金2,890千円を日本赤十字社へ寄附。（3月29日から4月3日までの観覧料を義援金に含む。）  
その後は順次、文化財レスキューのための義援金箱も設置し、継続的に支援を実施。
- 文化財レスキュー事業の一環として、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所職員が文化庁職員とともに被災地での現地調査等を実施。

### 【(独)国立美術館】

- 地震の発生により帰宅困難となった来館者等を受入れ（国立新美術館では来館者116名、東京国立近代美術館フィルムセンターでは来館者17名及び避難者10名、国立西洋美術館では来館者31名）。
- 国からの要請を受け、国立新美術館が保有するマスク（2,000枚）、東京国立近代美術館が保有するクロスマスク（9,000枚）、脱臭抗菌マスク（600枚）、衛生マスク（1,200枚）、ゴム手袋（500枚）を被災地へ提供。（3月15日）
- 各施設において義援金箱を設置。（3月20日～）
- 東京国立近代美術館では、東京都が管理する避難者受入れ施設のうち、5か所へ「岡本太郎展」招待券約100名分を提供。（4月8日）
- 国立西洋美術館では被災者を対象に常設展を無料とした。（4月12日～）